

感震ブレーカーの普及率に関する目標値の考え方について

感震ブレーカーの普及率に関する目標値の考え方について

- **首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月変更閣議決定*) (抄)**
 - 7(2)膨大な人的・物的被害への対応 ①イ 出火防止対策
 - (ii)電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】
 - ・大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。
- 【具体目標】**
- ・延焼のおそれのある密集市街地における普及率 25% (緊急対策区域) を目指す。

感震ブレーカー設置促進の背景

- **首都直下地震対策ワーキンググループ最終報告(H25.12 中央防災会議首都直下地震対策検討WG)**
 - ・火災による被害について、最大で焼失棟数約43万棟、死者数約1.6万人と推計
 - ・電気関係の出火の防止及び初期消火成功率の向上が図られた場合、人的・物的被害や約9割、経済的被害は約5割の削減と試算。
- **首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月閣議決定*)**
 - ・電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、内閣府、消防庁、経済産業省等の関係省庁において、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討を行うこと等が記載。



- **「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」(H26)**
 - ・大規模地震時における電気を起因とする出火の発生抑制方策等について検討。
 - ・特に、市販されている様々な種類の感震ブレーカー等について、性能評価の考え方や試験方法等について整理し、ガイドラインとしてとりまとめる。

※ H26.3に策定した基本計画に、今後10年間で達成すべき減災目標及び減災目標を達成するための施策指標を設定してH27.3に変更。

目標値の考え方

- **大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について(報告)(平成27年3月 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会)(抄)**

既設住宅を含めたこれらの取組を進める上での当面の目標として、延焼のおそれのある密集市街地のうち、特に切迫性の高い首都直下地震対策特別措置法に基づく緊急対策区域や南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域について重点的に取組みを進め、10年を一つの区切りに25%以上の世帯への普及に向け、総合的・継続的な取組が進められることが期待される。これは、住宅の建替や大規模な改修が行われるサイクルを40~50年に一度程度と考えた場合、10年間で20~25%程度の住宅に大きな更新が行われる機会があるものと想定されることから、まずは、このような機会をとらえて、対象地域にあっては感震機能付きの分電盤等の設置を建主等にご理解・ご協力をいただくこと、加えて、当面、大規模な改修等の予定がない既存住宅においても、簡易タイプ等を設置していただくことなどにより、中・長期的な目標のもと、その着実な推進が望まれるものである。